

就学援助制度のお知らせ

足利市では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対して、学用品費や給食費及び医療費等の援助を行っています。

◆ 就学援助を受けることができる方

足利市に住所（住民登録）があり、公立小中学校に通学されている児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方の中から足利市教育委員会が認めた方。

- (1) 生活保護を受けている方（申請書の提出は必要ありません）
- (2) 生計を一にしている（同一生計）全員の2024年1月1日から2024年12月31日までの総所得金額が、足利市教育委員会が定める就学援助認定基準額以下の方
- (3) 上記の(1)から(2)にあてはまらないが、生計維持者等・世帯に特別な事情のある方
（被災された方や主たる生計維持者が失業中または長期入院による休職中で収入が無く、経済的に困窮している方、**家計が急変し世帯収入が大幅に減少したご家庭は**、学校へ御相談ください）

※生計を一にしているとは？

「生計を一にしている」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。単身赴任などで一時的に住所を別にしてしている家族等でも「生計を一にしている」ものとなります。また、親族等が同一の家屋に起居している場合には、世帯分離をしていても「生計を一にしている」ものとなります。（「生計が異なる」場合に該当するのは、水道・光熱費等を世帯ごとに契約している場合です。）

◆ 就学援助認定基準額

就学援助認定基準額は、年度当初の生活保護基準額を勘案し決定しています。

2024年度の認定基準額の概算額を掲載しますので、生計を一にしている全員の総所得金額の合計額と比較するなどして参考としてください。

認定基準の概算額表（2024年度）

単位（万円）

家族人数 児童生徒数	2	3	4	5	6	7	8
1	187	242	291	340	389	438	487
2		259	310	357	403	450	497
3			327	376	423	469	516
4				393	442	489	535

※この認定基準額は、世帯構成員の人数や年齢及び年度によって異なります。

◆ 就学援助の内容

認定された場合は、下記の内容の就学援助が受けられます。

ただし、認定区分、学年及び認定になった月によって、費目や援助額が異なります。

● 要保護・・・上記の(1)に該当する方

- ・修学旅行費
- ・医療費（結膜炎・中耳炎・アデノイド・う歯等の学校保健安全法で定める疾病に限る）

● 準要保護・・・上記の(2)及び(3)に該当する方

- ・学用品費
- ・校外活動費（遠足・林間学校等）
- ・修学旅行費
- ・新入学準備費（翌年度の4月に新たに小学1年生・中学1年生になる児童・生徒の保護者であり、足利市立の小中学校または、栃木県立佐野高等学校付属中学校に入学する者のみ）

- ・新入学学用品費等（小学1年生・中学1年生で4月認定者に限る。但し新入学準備費の受給者を除く。）
- ・学校給食費
- ・医療費（結膜炎・中耳炎・アデノイド・う歯等の学校保健安全法で定める疾病に限る）
- ・体育実技用具費（柔道着を購入予定の中学1年生～3年生（初回のみ））
- ・通学費（片道 小学生4km以上、中学生6km以上で公共交通機関利用に限る）
- ・卒業アルバム代等（小学校6年生、中学校3年生）

※体育実技用具費及び通学費については、必ず領収書が必要となります。領収書が無い場合には、支給されない場合があります。

重要：就学援助制度は、保護者の方が負担すべき費用の全額を援助するものではありません。
従いまして、学校集金等の学校納付金が免除されることはありませんので、学校納付金については、学校の指示に従って納付してください。

◆ 申請方法及び注意事項

就学援助制度を希望される方は、児童生徒が通学する学校から「就学援助費受給申請書兼同意書」を受け取り、必要提出書類（申請される方の必要な書類がそれぞれ異なりますので、「就学援助費受給申請書兼同意書の申請にあたって」を読み、提出が必要な書類をご確認ください。）と必ず一緒に児童生徒が通学する学校へ直接提出してください。（教育委員会事務局へ直接申込することは、原則できません）また、年度途中でも、家族状況の変更（申請者の婚姻・離婚、同居者の変更、住所変更等）及び市内の学校に転校された場合には、再審査の必要があるため、変更があった日付にて再度、「就学援助費受給申請書兼同意書」を改めて提出する必要があります。

また、「就学援助費受給申請書兼同意書」を学校から受け取る際、必ず学校へ御相談ください。
2025年度の申請は、2025年4月から2026年2月まで受け付けていますが、5月以降に就学援助費受給申請書兼同意書を提出し、審査後認定となった場合は、認定は申請書を提出された翌月からとなります。

※注意事項

所得の申告が必要で、まだ所得の申告をしていない方は、必ず、税務署又は市役所税務課で所得の申告をしてください。（家族全員の前年度の所得状況を調査するためです）また、2025年1月1日現在の住所が足利市外の場合には、その時の住所地の市区町村から6月中旬に速やかに「所得を証明できる書類」を取寄せて学校へ提出してください。

◆ 認定の可否の結果

- 2025年4月に申請された方 7月末頃までに学校から結果をご連絡いたします。
- 2025年5・6・7月に申請された方 8月20日頃までに学校から結果をご連絡いたします。
- 2025年8月以降に申請された方 申請月の翌月20日頃までに学校から結果をご連絡いたします。

◆ 就学援助費の支給

児童生徒が通学している学校から直接現金で年3回（9月上旬・12月上旬・3月上旬）を予定しています。詳しい支給日については、学校へ確認してください。（学校によって、支給日が異なります。）また、年度途中で家族状況の変更（申請者の婚姻・離婚、同居者の変更、住所変更等）があった場合は、必ず学校へご連絡ください。支給金額（就学援助の額）については、毎年度の初めに教育委員会が決定することから、学校または学校管理課へお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

足利市教育委員会事務局 学校管理課（足利市役所 教育庁舎2階）電話：20-2221